

コミュニティ新田規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、コミュニティ新田（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を新田地区コミュニティセンター内（豊岡市河谷596番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、新田地区（以下、「地区」という。）内の住民及び団体等が協力し、各種の地域活動を通じて、地区における諸課題の解決を図るとともに、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化・スポーツの振興による人づくりに関すること。
- (2) 福祉の向上及び健康の増進に関すること。
- (3) 防災・防犯活動の推進に関すること。
- (4) 地区の活性化及び振興に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する別表第1に定める団体
- (3) 地区に住所を置き、本会の目的に賛同する事業所

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 所管部会

(総会)

第7条 総会は、役員及び代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席した代議員のうちから選任した1名と議長が署名押印する。
- 6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は傍聴することができる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他本会の重要な運営に関すること。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、監事を除く役員及び区長会会長、区長会副会長をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 本会の運営及び事業の執行に関する事項
 - (3) その他必要な事項

(所管部会)

第9条 本会に所管部を置く。

- 2 所管部は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 所管部は、次のとおりとする。
 - (1) 人づくり部
 - (2) ふくし部
 - (3) あんぜん部
 - (4) みひらき部
- 4 部員は、各区から選出された者をもって構成する。
- 5 所管部長は、部員の互選により選出する。
- 6 所管部に、部員互選による副部長2名を置く。副部長は、所管部長を補佐し、所管部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 代議員

(代議員)

- 第10条 代議員は、別表第1に定める団体の代表者及び各区から選出された者で構成する。
- 2 各区から選出する者の人数は、別表第2のとおりとする。

(代議員の任務)

第 11 条 代議員は、総会において第 7 条第 7 項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第 12 条 代議員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 役 員

(役員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 事務局長（地域マネージャー） | 1 名 |
| (4) 会計 | 1 名 |
| (5) 所管部長 | 4 名 |
| (6) 監事 | 2 名 |

(役員を選出)

第 14 条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長、監事は、区長会が地区住民の中から選考し、総会において決定する。
- (2) 事務局長（地域マネージャー）は、豊岡市会計年度任用職員を充てる。
- (3) 所管部長の選出は、第 9 条第 5 項による。
- (4) 監事のうち 1 名は、区長会監事とする。

(役員の任務)

第 15 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。
- (4) 所管部長は、担当部の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第 17 条 第 13 条で定める役員に報酬を支給する。

2 報酬額（年額）は、コミュニティ新田規約運用規程により定める。

第5章 財 務

(経費)

第18条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、寄付金、地区助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長のほか必要な職員を充てる。

第7章 職 員

(職員の雇用)

第21条 本会の運営及び活動等の業務を円滑に推進するため、職員を雇用することができる。

2 職員の雇用の必要性が生じた場合は、会長が役員会に諮り決定する。

3 職員の雇用形態は、一般雇用職員または地域支援員（パート職員）とする。

4 雇用する職員の服務及び労働条件等は「コミュニティ新田 就業規則」並びに「コミュニティ新田 支援員任用・服務に関する規程」に定める。

第8章 その他

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

付則

1 この規約は、本会の設立された日より施行する。

2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

3 この規約は、平成29年4月30日より改定施行する。

4 この規約は、平成30年4月25日より改定施行する。

5 この規約は、令和2年4月22日より改定施行する。（第5条、第10条の別表第1の見直し）

6 この規約は、令和5年4月21日より改定施行する。（第5条、第10条の別表第1及び第14条の見直し）

7 この規約は、令和7年4月30日より改定施行する。（第5条、第10条の別表第1の見直し）

別表第 1（第 5 条、第 10 条関係）

番号	構成団体名
1	今森区（新田地区区長会）
2	江本区（新田地区区長会）
3	駄坂区（新田地区区長会）
4	木内区（新田地区区長会）
5	大篠岡区（新田地区区長会）
6	中谷区（新田地区区長会）
7	河谷区（新田地区区長会）
8	百合地区（新田地区区長会）
9	新田地区農会長会
10	豊岡消防団第 8 分団、豊岡防犯協会新田支部
11	新田地区民生・児童委員
12	新田小学校 P T A
13	新田地区子ども会育成連絡協議会
14	スポーツクラブ 21 とよおか新田クラブ
15	新田井堰土地改良区
16	豊岡交通安全協会新田支部

別表第 2（第 10 条関係）

区 名	人数
今森、江本	各 3 名
駄坂、木内、大篠岡、中谷、河谷、百合地	各 2 名

コミュニティ新田規約運用規程

1. 規約第9条第3項第1号の「人づくり部」に必要な応じ次の部会を置き、各部部长及び副部部长の選出については、部会ごとに部員の互選によるものとする。
 - (1) 文化部会
 - (2) 体育部会
 - (3) 女性部会
 - (4) 高年部会
 - (5) 青年部会
2. 規約第9条第4項の部員の選出に関しては、次のとおりとする。
 - (1) 「ふくし部」については各区の民生委員・児童委員並びに民生・児童協力委員及び福祉委員をもって充てるものとする。
 - (2) 「あんぜん部」については各区の自主防災組織の代表をもって充てるものとする。
 - (3) 「みひらき部」については六方川を考える会の会員をもって充てるものとする。
3. 規約第9条第5項の所管部長の選出に関し、「人づくり部」については事務局長が所管部長を兼ねるものとする。
4. 規約第9条第6項の副部長の選出に関し、「人づくり部」については各部部长の互選によるものとする。
5. 規約別表第2（第10条関係）の人数には、各1名の女性を含むものとする。
6. 規約第17条に定める役員報酬額（年額）は、次のとおりとする。
 - (1) 会長 300,000 円
 - (2) 副会長 30,000 円
 - (3) 所管部長 10,000 円
 - (4) 監事 3,000 円

付則

- 1 この規程は、コミュニティ新田規約施行の日より運用する。
- 2 この規程は、令和5年4月21日より改定施行する。